

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 身体拘束廃止への取組

A-1-(1)-① 身体拘束廃止への取組を行っている。

【判断基準】

- a) 身体拘束廃止のための取組が行われている。
- b) 身体拘束廃止のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 身体拘束廃止のための取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○身体拘束廃止のための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 方針が明文化されているか。
- 2) やむを得ず拘束を継続する場合は必要性について十分な検討がなされているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

評価の着眼点

- 身体拘束廃止の取組についての、施設の理念・方針に明文化されている。
- 拘束や抑制をしなければならない場合は、継続の必要性について十分な検討がなされており、かつ、その理由・経過についての記録している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2) 権利侵害の防止

A-1-(2)-① 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用を推進している。

【判断基準】

- a) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されている。
- b) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されているが、十分ではない。
- c) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用が推進されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○日常生活自立支援事業や成年後見制度は、権利侵害を防ぐための具体的な手段であり、必要に応じて活用することが望めます。このための取組について次のポイントから評価します。

1) これらの活用や理解を推進しているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

評価の着眼点

- 利用者や家族向けに権利擁護に関する理解を深める取組を行っている。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用や理解の取組を行っている。
- 権利擁護機関や相談機関等との連携を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-② 契約内容変更及び退所時の手続きが適切に行われている。

【判断基準】

- a) 契約内容変更等の手続きの適正化が推進されている。
- b) 契約内容変更等の手続きの適正化が推進されているが、十分ではない。
- c) 契約内容変更等の手続きの適正化が推進されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設は閉鎖的空間になりがちなため常に意識して適正手続きを心がける必要があります。権利侵害を防止するためには、透明性の高い手続きをルール化し、それを確実に実行するという取組を積極的に進めることが有効と考えられます。このための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 事業者側が退所を求める場合の基準を入居時に説明しているか。
- 2) 利用者側から契約解除手続きができるように解除書類のひな型が定められているか。
- 3) 契約変更時の説明が十分行われているか。
- 4) 利用者へ利用明細を交付しているか。

○評価は、記録や書類を調べるとともに、事業所や職員に対するヒアリング又はアンケートにより確認します。

評価の着眼点

- 入居契約書に重要事項として退所の基準を明記し、事業者側が退所を求める場合の基準を入居時に説明している。
- 入居契約書に利用者側からの契約解除の基準を明記している。
- 利用者側から契約を解除する方法を入居時に説明し、利用者側から契約解除手続きができるよう解除書類のひな型を設けている。
- 契約変更時には変更部分の説明を文書によって行っている。
- 契約変更時には十分な説明を利用者に対して(状況により家族又は代理人に対しても)行い、同意を得るようにしている。
- 利用者へは、利用明細(サービス内容・保険給付外費用・請求金額等が記載されたもの)を明らかにしている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2 日常生活支援

A-2-(1) 入浴

A-2-(1)-① 入浴は、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがある。

【判断基準】

- a) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがある。
- b) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 入浴について、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○入浴サービスの実施にあたっては、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるか、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 入浴は、利用者の個人的事情(体調など)に配慮して行われているか。
- 2) 入浴は、利用者の希望に添って行われているか。
- 3) 浴室・脱衣場等の環境は適切か。

○本項目では、このうちの1)と2)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

評価の着眼点

- 安全やプライバシーの保護も含めて、入浴支援・助言方法についてマニュアルが用意されている。
- 利用者の希望の希望に応じた入浴時間帯を設定し、設定された入浴時間のほかに、失禁や汗をかいた場合等利用者の希望により入浴やシャワー浴が可能である。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-② 浴室・脱衣場等の環境は適切である。

【判断基準】

- a) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがある。
- b) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 浴室・脱衣場等の環境を適切なものとする仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○入浴サービスの実施にあたっては、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる仕組みがあるか、次の3つのポイントから評価します。

- 1) 入浴は、利用者の個人的事情(体調、障害の程度など)に配慮して行われているか。
- 2) 入浴は、利用者の希望に添って行われているか。
- 3) 浴室・脱衣場等の環境は適切か。

○本項目では、このうちの3)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

評価の着眼点

- 浴室や脱衣場は、プライバシーを保護する構造・設備上の工夫又は保護する環境を確保するための工夫が行われている。
- 浴室・脱衣場の設備や入浴に関する福祉用品の検討等入浴環境の向上に関する検討を行っている。
- 脱衣場の冷暖房設備は、気候や利用者の身体的状態に応じて調節できる。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(2) 食事

A-2-(2)-① 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応している。

【判断基準】

- a) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応している。
- b) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応しているが、十分ではない。
- c) 食事は利用者の要望や状態に応じて選択できるよう対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○食事サービスの実施にあたっては、美味しく楽しい食事のための取組について、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 選択のための手順が確立されているか。
- 2) 美味しく楽しい食事のための調査検討はなされているか。

○本項目では、このうちの1)の取組について確認します。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録、施設見学等によって評価します。

評価の着眼点

- 利用者自身のペースで食事できるよう、食事時間を工夫している。
- 週に1回以上、副食又は主食を選択もしくはバイキング形式の食事を取り入れており、献立表などにより利用者に周知されている。
- 希望により居室で食事を摂ることができる。
- 利用者の体調や身体状況により、必要に応じて個別の食事を用意している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(2)-② 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされている。

【判断基準】

- a) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされている。
- b) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされているが、十分ではない。
- c) 美味しく楽しい食事のための調査検討がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ 食事サービスの実施にあたっては、美味しく楽しい食事のための取組について、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 選択のための手順が確立されているか。
- 2) 美味しく楽しい食事のための調査検討はなされているか。

○ 本項目では、このうちの2)の取組について確認します。

○ 本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録等によって評価します。

評価の着眼点

- 定期的に嗜好調査又は残菜調査を行うなど、食事サービスの検討を行っている。
- 嗜好調査や残菜調査、検討会議の結果を献立に反映している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(3) 健康管理

A-2-(3)-① 利用者の体調変化に対応する支援をしている。

【判断基準】

- a) 利用者の体調変化に対応する支援の仕組みが整備されており、かつ、支援が行われている。
- b) 利用者の体調変化に対応する支援の仕組みが整備されている。
- c) 利用者の体調変化に対応する支援の仕組みが整備されていない。

◆評価のポイント

○健康管理については、利用者の体調変化に対応するための支援と、救急対応(利用者の急な発病やけがなど)のための取組について次のポイントから評価します。

- 1) 利用者の体調変化や救急事例に対応できる体制を整えているか。

○本項目では、取組の有無を、聞き取りや記録によって評価します。

評価の着眼点

- 利用者の体調変化に対応できる体制(協力的な医療機関の確保、通院支援等)を整えている。
- 体調不良などで身の回りのことができないときに支援する体制を整えている。
- 救急事例が発生したときに、迅速活適切な医療が受けられるよう体制を整えている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(4) 居室・生活環境

A-2-(4)-① 居室についてその人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりを支援している。

【判断基準】

- a) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについて総合的な支援がなされている。
- b) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについて一定の支援がなされている。
- c) 居室について、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりについての支援がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 居室については、利用者の主体性の尊重と日常生活の継続性という観点にたつて、その人の生活習慣を尊重した雰囲気づくりを支援しているかどうかを評価します。
- 本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 個室でない居室については、仕切り等をしている。
- 居室内に、自己保有の絵や写真、またテレビやダンス類を持ち込める。
- 入所前の生活環境を把握し、継続した環境づくりを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(5) 介護予防

A-2-(5)-① 日常生活を営む上で必要となる機能や能力を維持するための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 日常生活を営む上で必要となる機能や能力を維持するための支援を行っている。
- b) 日常生活を営む上で必要となる機能や能力を維持するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 日常生活を営む上で必要となる機能や能力を維持するための支援が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 介護予防では、利用者の健康を維持し、その人らしく過ごすために、日常においてできる支援や取組について評価します。
- 本項目では、取組の有無を、記録や施設見学、利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 身体機能や精神機能の維持につながる支援(見守り、声かけ、相談体制の整備等)を行っている。
- 日常生活上で介護状態に陥ることを予防する取組を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(6) 自治組織

A-2-(6)-① 利用者の自主性と意思が尊重されるような自治のための仕組みがある。

【判断基準】

- a) 利用者の自主性と意思が尊重されるような自治のための仕組みがある。
- b) 利用者の自主性と意思が尊重されるような自治のための仕組みがあるが、十分ではない。
- c) 利用者の自主性と意思が尊重されるような自治のための仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○自治の仕組みについては、利用者尊重の立場から、利用者の自主性と意思を尊重する取組が求められます。実施記録などから、利用者の自主性を施設の活動に反映させるための情報収集が行われ、かつ実施されているかどうかを評価します。

○本項目では、取組の有無を、記録や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者の自治組織があり、かつ、その活動実績がある。
- 利用者自身が主体的に企画・立案したものが実現できるように、職員は側面的な支援をしている。
- 必要に応じて、外部から協力者（ボランティア）を受け入れるなど、地域の社会資源を積極的に活用している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(7) 趣味・生きがい

A-2-(7)-① 利用者それぞれの趣味・生きがいを尊重する取組が行われている

【判断基準】

- a) 利用者の趣味・生きがいを尊重する取組がなされている。
- b) 利用者の趣味・生きがいを尊重する取組がなされているが、十分ではない。
- c) 利用者の趣味・生きがいを尊重する取組がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 趣味、生きがいについては、利用者尊重の立場から、利用者の自己実現を支援する取組が求められます。施設として利用者の趣味・生きがいを尊重し、実現するため体制整備を評価します。
- 本項目では、取組の有無を、記録や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの価値観や生活環境に配慮している。
- 施設での生活は、施設での規則や留意事項など以外は原則自由である。
- インターネットや電話など、通信の機会が確保されている。
- 外出・外泊したい時には、ガイドヘルパー・地域のボランティア等から支援を受けられる体制を整えるなど外出・外泊する機会の確保に取り組んでいる。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(8) 家族との連携

A-2-(8)-① 家族との連携・交流を適切に支援している。

【判断基準】

- a) 家族との連携・交流のための積極的な取組がなされている。
- b) 家族との連携・交流のための取組がなされているが、十分ではない。
- c) 家族との連携・交流のための積極的な取組がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ 家族との連携・交流については、次の2つのポイントから評価します。

- 1) 家族への情報開示や広報が適切に行われているか。
- 2) 連携・交流を可能にするための具体的な場が設けられているか。

○ 本項目では、取組の有無を、施設見学や利用者調査の結果も参考にして評価します。

評価の着眼点

- 利用者の様子や状況を定期的に家族に知らせている。
- 家族懇談会等で職員と家族の連携・交流の場を設けている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	